

○役員及び評議員報酬基準

平成31年3月28日

規程第522号

改正 令和6年11月28日

第1条 この基準は、学校法人大阪産業大学役員の役員報酬、役員退任慰労金及び評議員の評議員報酬に係る支弁基準を設定することを目的とする。

第2条 理事長及び常務理事の年間報酬上限額は、私立大学等経常費補助金の減額対象となる金額を超えないものとする。

第3条 理事長、常務理事を含む役員の具体的な報酬額は、役員の区分に応じて、前条に定める金額の範囲内で、別途定める内規において定めるものとする。

第4条 役員退任慰労金は、退任の日における報酬月額（報酬年額の12分の1に相当する金額）に、在任期間に応じた乗数（一年間につき1.5）を乗じて得た額とする。ただし、乗数は、理事長、常務理事は6.0、その他の役員は12.0をもって打ち切りとする。

第5条 評議員の報酬額は、別途定める内規において定めるものとする。なお、評議員退任慰労金は支払わないものとする。

第6条 本規程の改廃は、評議員会の意見を聴取したうえで、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和6年11月28日）

（名称変更・施行期日）

- 1 「役員報酬基準」を「役員及び評議員報酬基準」に名称変更する。
- 2 この規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、評議員に関する規定は、令和7年度の定時評議員会の終結の時から施行する。

○役員報酬等に関する内規

昭和49年4月1日

規程第521号

改正 令和6年11月28日

第1条 この内規は役員及び評議員報酬基準の定めるところにより、具体的な役員報酬額、評議員報酬及びその他支弁条件等に関する事項を定めることを目的とする。

第2条 役員の年間報酬額は、役員区分に応じて別表1に示された上限額の範囲内で支弁されるものとし、具体的な報酬月額、支弁方法は理事長が定めるところによる。

第3条 評議員の年間報酬額は、別表2に示された通りである。

第4条 役員報酬及び評議員報酬の支払い日は、職員の給与の支給日に準ずる。

第5条 月の中途において新たに就任した役員及び評議員に就任当月分の報酬を支弁する場合は、その就任が月の16日以後であるときは、当該月分は所定額の半額を支弁する。

2 役員及び評議員が退任する場合は、退任の日の如何にかかわらずその月は所定額の全額を支弁する。

第6条 職員の身分を有しない役員が週3日以上執務するときは、私立学校教職員共済組合に加入する資格を有するものとする。

第7条 役員及び評議員には、その職務遂行に必要な旅費及び実費を支弁する。その場合、定例の会議等の交通費は、遠方等特別の事情のある場合を除き、5,000円を限度として支弁する。

第8条 第5条に該当する役員の通勤費は、職員に準ずる。

附 則

(施行期日)

この内規は、昭和49年 4 月 1 日付で制定施行する。

附 則 (昭和 56 年 6 月 1 日)

(施行期日)

1 この内規は、昭和 56 年 6 月 1 日から施行する。

(改正に伴う措置)

2 この内規改正前の役員であって、退任慰労金の支弁を受けていないときは、在任期間を  
通算して計算するものとする。

附 則 (平成 5 年 9 月 13 日)

(施行期日)

この内規は、平成 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 9 年 6 月 24 日)

(施行期日)

この内規は、平成 9 年 6 月 24 日から施行し、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 10 年 7 月 2 日)

(施行期日)

この内規は、平成 10 年 7 月 2 日から施行し、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 13 年 11 月 16 日)

(施行期日)

この内規は、平成 13 年 11 月 16 日から施行し、平成 13 年 11 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 18 年 4 月 14 日)

(施行期日)

この内規は、平成 18 年 4 月 14 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 28 年 3 月 31 日)

(施行期日)

この内規は、平成 28 年 3 月 31 日に施行し、平成 28 年 3 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 29 年 5 月 8 日)

(施行期日)

この内規は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日)

(施行期日)

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年11月28日)

(施行期日)

この内規は、令和7年4月1日から施行する。ただし、評議員に関する規定は、令和7年度  
の定時評議員会の終結の時から施行する。

別表 1 役員の報酬額（年額）

役員	年額	月額報酬額（円）
理事長	1,800 万円	
常務理事	1,600 万円	
職員を兼ねる理事	84 万円	月額 7 万円
非常勤理事	84 万円	月額 7 万円
常勤監事	700 万円	
非常勤監事	180 万円	月額 15 万円

別表 2 評議員の報酬額（年額）

評議員	年額	月額報酬額（円）
	12 万円	月額 1 万円